

企業再建整備法の整備計画についての整理に關する認可基準

企業再建整備法による整備計画のうちで整理に關する事項については左の一般方針に基き具体的事案について実情に即して認可を行うものとする。

一、存続、解散及び資産の處分

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下私的禁止法という。）に規定する持株會社に該當する會社は、同法の趣旨に従い解散すること。但し、有價證券以外の資産を以て第二會社を設立することは認めらる。

(2) 主たる事業を外國（外地を含む）で営んでいた會社は、原則として解散するを適當と認めらるが、當該會社の内地に在る資産を以て事業を繼續することができるときには、それが日本の平時經營に寄與するものである限り、その資産を以て第二會社を設立することを認めらる。

(3) 前二號に掲げる場合を除くの外、會社の事業が経理的に不健全であるとして明らかに認められる場合を除いて、存続するか、解散するかは、整備計画の申請通りこれを認めらるること。

(4) 解散又は資産の處分に當つては、その結果他の企業について独占を生じないように適當な措置が考慮せられなければならない。

(5) 資産の一部を處分し、又は資産の一部を以て第二會社を設立する場合に、存続する會社は残余の資産によつて獨立して堅実に事業を営み得だけの資産内容を有するものたらしめること。

二、資本構成

特別整理會社又はその第二會社の資本金額については、固定資産と通常固定すべき還轉資金の合計額を下らない額を標準として、できるだけ資本金額を調整すること。

三、資本の増加

(1) 新株は全て全額拂込の株式とすること。新株の發行は商法の規定に従つて行い、且つ十分経理的に満足し得る機にすること。

(四) 無議決権株の発行は、株主又は債権者である金融機関に対する
割當の場合を除いては、原則としてこれを認めない。

資本金を是正する為債務の資本への振替等による資本増加を要とする場合であつても、金融機関が特別損失を負出しないう債権の債権者である場合には、新株の割當はこれを行わず、已むを得ない場合には寧ろ當該債務を社債に更改する方法をとること。

無議決権株は、原則として、資本の四分の一を超えないようにし、且つこれを発行する場合には発行を必要とする理由を明示させること。

無議決権株は、配當及び残余財産に對する優先の株式とすること。

(四) 旧債権特別損失を負担しない場合には、新株の割當については左の順位によること。

(一) 個人又は金融機関である旧株主。現在の持株数に比例して割

當するものとする。但し、金融機関については、他占禁止法の規定によつて所有を認められる株式に限ること。

(二) 従業員。前條に掲げる者の引受のない株式を割當すること。

(三) 地方居住者。同 右

(四) 一般公衆。同 右

(二) 旧債権が特別損失を負担する場合には、個人又は金融機関である旧株主と共に、個人又は金融機関である旧債権者に対しても新株の割當を認めることとし、それ以外の株式は(一)の定ある順位により割當すること。

前條(一)の場合において金融機関以外の會社である旧株主又は旧債権者には、新株の割當は行はないが、そのかはりとして、(一)の(四)に掲げる者に対して新株が割當てられ額面以上の償還を以て引受がなれた場合には、そのプレミアム額の交付を請求することができるという方法によ

り含み益を享受することを認めること。

(註) この爲に必要な法律の改正案を國會に提出する。

尚ほこの場合におけるかかプレミアムの額は、受当なものであることを要し、且つ新株發行後六十日以後に請求しなければならぬ。又旧債權者である會社については、特別損失負擔による債權の消滅額を超えることができない。

②金融機關以外の會社である旧株主又は旧債權者については、前條に掲げる方法によるの外、旧株主又は旧債權者と同一の比率で計算した新株の引受をすることができ、債權を調整處理調整協議會を通じ、又は直接に他の者に有償譲渡をすることによつても含み益を享受するを認めること。(この場合においては譲渡を受けた者は自己の名前で新株の引受をすることとする)尚ほ金融機關や個人である旧株主又は旧債權者も、新株の引受が困難な場合には①又は②の方法によることを妨げない。

③金融機關に対しては、①又は②の方針に従つて独占禁止法の規定によつて所有を認められる限度までは新株の割當を認めるが、これを認める株式については、①又は②の方法によること。

四 合併

①合併を認めるか否かは、独占禁止法に基いて、これを定めること。營業の全部若しくは一部の譲受、他の會社の營業全部の買併、他の會社の經營の受任又は他の會社の營業上の損益全部を共通する契約についても同様である。

②合併に際しては、利害關係人の權利の公正なる取扱に留意すること。

五 第二會社

①第二會社は旧會社に対し旧會社から出資を受けた資産の対價として株式を與え、旧會社は当該株式を處分するを原則とするこ

と。旧會社は現物出資によらざる限り株式も引取り受けられ、その引取り受けは、

四 新旧勘定併合後支拂不能となり、又は支拂不能となる虞のある場合には、第二會社を設立することを適當とすること。

五 新旧勘定併合の後支拂能力のある會社は、他の原則の許す限り、單に新旧勘定を併合することにより其の儘存続することを認めること。

六 役員又は清算人

存続會社若しくは第二會社の役員又は解散會社の清算人の選任については、特別管理人が債權者側の立場をも考慮して、これを定めること。